

介護保険料の減免

間長寿支援課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合などに、介護保険料の減免が受けられます。

【表1】

| |
|--|
| 対象保険料額 = $A \times B / C$ |
| A：当該第一号被保険者の保険料額 |
| B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入などに係る前年の所得額 |
| C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 |

【表2】

| 区分 | 減免または免除の割合 |
|---|------------|
| 前年の合計所得金額が 200 万円以下であるとき | 10 分の 10 |
| 前年の合計所得金額が 200 万円を超えるとき | 10 分の 8 |
| 前年の合計所得金額にかかわらず主たる生計維持者が事業等を廃止し、または失業した場合 | 10 分の 10 |

●対象者

・要件(1) / 第1号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡し、または重篤な傷病を負った場合 ↓ 全額免除

・要件(2) / 第1号被保険者が属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入)のいずれかについて、次のア・イの両方の要件に該当する場合 ↓ 一部免除または全額免除

ア・新型コロナウイルス感染症の影響により、前年から10分の3以上の減少が見込まれる

イ・減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計が400万円以下

※【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額が免除になります(減免額 // 対象保険料額 × 減免または免除の割合)。

●減免対象の保険料 / 令和元年度

(2019年度) 分および令和2年度(2020年度) 分の保険料 ※令和2年(2020年度) 1月 から令和3年(2021年) 3月31日までの間に普通徴収の納期

限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの

●申請書類

「減免申請書」「収入減少見込割合申告書」「還付先口座届出書」に、次の書類を添付して提出してください。

・死亡または重篤な場合 / 死亡などの事実確認ができる診断書など

・収入減少の場合 / 主たる生計維持者の収入減少の見込み額が分かるもの(前年の収入額が分かる青色申告決算書または収支内訳書の写し、今年の収入額およびこの先の見込額が分かる帳簿・通帳・給与明細などの写し、廃業届、事業主の証明、雇用保険受給資格者証または離職票など)

・保険金・損害賠償などにより補填される場合は、その金額の分かるもの

●申請受付期限 / 令和3年(2021年) 3月31日

※役場開庁日時に伴う

●申請受付場所 / 住民課(吉備庁舎)・長寿支援課(金屋庁舎)・清水行政局住民福祉室

水行政局住民福祉室

1人当たり
10万円

申請はお済みですか？ 特別定額給付金

有田川町では既に9割以上の方からの申請を受け付けています。8月17日(月)までに申請がない場合、給付金が受け取れなくなりますのでご注意ください。

なお、「申請用紙が届いていない」「申請用紙をなくしてしまった」などの場合は、企画調整課(吉備庁舎)までお気軽にご連絡ください。

8月17日(月)までに
申請してください

